別紙３

「理事の選任」に関する規定について（第７条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （説明事項）* 本別紙では「理事の選任」に関する規定について、理事選任機関の構成等に合わせて４パターン例示する。

| **例番号** | **内容** | **本作成例****ページ番号** |
| --- | --- | --- |
| 例３－１ | 評議員会を理事選任機関とする場合 | 37 |
| 例３－２ | 独立した理事選任機関を置く場合 | 38 |
| 例３－３ | 理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合 | 38 |
| 例３－４ | 理事会を理事選任機関とする場合 | 39 |

* 本規定を作成するにあたっては、次に示すチェックポイントを踏まえること。

|  |
| --- |
| * 監事又は評議員を兼ねることとなっていないか。
* 校長（園長）である理事が１人以上は含まれる構成になっているか。
 |

* 教学における役職者（校長（園長）を含む。）などについて、理事選任機関の選任行為無しで自動的に理事となる仕組み（いわゆる充て職とする仕組み）を設けることはできないので注意が必要である。
* 各例の最後の規定にある補欠の理事について、あらかじめ選任した者が補欠の理事に就任する際、理事の総数が５人を下回ることがないようにする場合には、寄附行為に具体的な人数（６人以上）を規定しておく必要がある。
* 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課に相談すること。
 |

＜例３－１：評議員会を理事選任機関とする場合＞

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の選任）第７条　理事は、次の各号に掲げる者とする。（１）校長（園長）のうちから評議員会において選任した者　○名（２）前号に規定するもののほか、評議員会において選任した者　　○名２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。３　理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。 | * 第２項について、その職を退いた後も、理事の職を失わないようにすることも可能。ただし、校長（園長）である理事（前項第１号により選任される理事）が１人もいなくなることは、私立学校法第31条第４項第１号に違反するので留意すること。
 |

＜例３－２：独立した理事選任機関を置く場合＞

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の選任）第７条　理事は、次の各号に掲げる者とする。（１）校長（園長）のうちから理事選任機関において選任した者　○名（２）前号に規定するもののほか、理事選任機関において選任した者　　○名２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。３　理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。 | * 第２項について、その職を退いた後も、理事の職を失わないようにすることも可能。ただし、校長（園長）である理事（前項第１号により選任される理事）が１人もいなくなることは、私立学校法第31条第４項第１号に違反するので留意すること。
 |
|  |  |

＜例３－３：理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合＞

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の選任）第７条　理事は、次の各号に掲げる者とする。（１）校長（園長）のうちから理事会において選任した者　○名（２）評議員会において選任した者　○名（３）外部理事選任委員会において選任した者　○名２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。３　理事選任機関は、それぞれ、理事の数が第１項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。 | * 第２項について、その職を退いた後も、理事の職を失わないようにすることも可能。ただし、校長（園長）である理事（前項第１号により選任される理事）が１人もいなくなることは、私立学校法第31条第４項第１号に違反するので留意すること。
 |
|  |  |

＜例３－４：理事会を理事選任機関とする場合＞

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| （理事の選任）第７条　理事は、次の各号に掲げる者とする。（１）校長（園長）のうちから理事会において選任した者　○名（２）前号に規定するもののほか、理事会において選任した者　○名２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。３　理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。 | * 第２項について、その職を退いた後も、理事の職を失わないようにすることも可能。ただし、校長（園長）である理事（前項第１号により選任される理事）が１人もいなくなることは、私立学校法第31条第４項第１号に違反するので留意すること。
 |
|  |  |

―このページは空白です。―